別添１

***※斜体文字は提出時に削除してください。***

2024年度「Innovation for Cool Earth Forum（ICEF）の実施に係る国際連携及び情報発信等事業」に対する提案書

年　　月　　日

調査テーマ

 「Innovation for Cool Earth Forum（ICEF）の実施に係る国際連携及び情報発信等事業」

【（１） 気候変動対策において注目すべき政策・技術に関する調査】

【（２）ICEF事務局の運営業務及び（３）広報、情報発信業務】

*■提案する調査項目のみ記載を残してください。*

上記の件について貴機構の調査事業を受託したく、下記の代表者名にて提案させて頂きます。

*■法人番号は、国税庁の法人番号公表サイト( https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/ )などを用い記載してください。（13桁）*

　　提案者名　　*○○○○○株式会社（法人番号）*

　　代表者名　　*代表取締役社長　○　○　　○　○*

　　所 在 地　　*○○県△△市・・・・・・・・　　（郵便番号○○○－○○○○）*

業務管理者及び連絡担当者

|  |  |
| --- | --- |
| 業務管理者(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏 名： 所 属： 役 職： | ＜連絡先＞　所在地：（郵便番号、住所）　TEL ：　E-mail： |
| 連絡担当者 (ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏 名： 所 属： 役 職： | ＜連絡先＞ 所在地：（郵便番号、住所） TEL ：　E-mail： |

*・複数事業者による共同提案を行う場合、本表紙を提案者毎に作成してください*

*・提案書は、Ａ４サイズで印刷可能なサイズとしてください。*

*・NEDOが提示する仕様書に沿った内容にて提案してください。*

## １．調査テーマ

2024年度「Innovation for Cool Earth Forum（ICEF）の実施に係る国際連携及び情報発信等事業」に関す

る調査

## ２．調査の概要

　*当該調査を実施するに当たり、調査の目的・目標・内容等の概要について説明してください。*

*また、当該業務を貴社が実施することの利点や優位性についても説明をしてください。*

## ３．調査の目標

*当該調査を実施するに当たり、各調査項目についてどの程度の量の情報を集め、どのように整理を*

*行うことを目標としているか、具体的に説明してください。*

## ４．提案する方式・方法の内容

***○当該調査の各項目について、実施手法や手段を具体的にご提案下さい。***

***〇仕様書【５．（１）】について提案する場合は、次の点を含めた内容にしてください。***

* *気候変動問題の解決には「イノベーション」が鍵であるICEFのコンセプトに基づき、ICEF2024のメインテーマ（※１）、各セッションのテーマ（※２）、登壇候補者の案を提示して下さい。（５．（１）①）*
* *ICEFのメインテーマ、各セッションのテーマについては、これまでのICEFのプログラムだけでなく、最近の日本政府の気候変動政策、IPCCやCOP等の国際的な動向を踏まえて、具体的に提案して下さい。【５．（１）①】*
* *また、「東京GXウィーク （※３）」を初めとする一連の環境・エネルギー分野の国際会議と比較し、ICEF2024ではメインテーマ、各セッションのテーマをどのように工夫し、他会議との差別化を図り、ICEFのプレゼンスを高めていくのか提案してください。【５．（１）①】*
* *登壇候補者の検討には、ICEFの重視している多様性（ダイバーシティ）を意識し、ジェンダー・産学官・出身国及び地域のバランス、次世代・若手人材の登用等の視点も含めた方針を提示して下さい。【５．（１）①】*
* *登壇候補者に対して、どのように早期に登壇確定させるのか、具体的なアプローチ方法、工夫点を提示してください。【５．（１）①】*
* *ICEF2024の年次総会において、どのように講演者と一般参加者（対面・オンライン含む）と双方向的なやりとりができるのかについて、セッションのテーマ及び構成の観点から、提案をしてください。【５．（１）①】*
* *ICEFロードマップに関しては、これまでのICEFロードマップを参照しつつ、今後どのようなテーマで作成していくべきか提案してください。また、ICEFロードマップ・プロジェクトの責任者であるICEF運営委員（2023年度はデービッド・サンダロー委員）や主催（NEDO・経済産業省）と内容等に関してどのように綿密な調整を行うのか、工夫点を記載してください。加えて、ロードマップの普及に寄与するイベント（COP29等）への取組方針を記載してください。【５．（１）②】*
* *ICEFステートメントの作成にあたっては、ステートメント作成の責任者であるICEF運営委員（2023年度は山地憲治委員）及び主催（NEDO・経済産業省）と内容等に関してどのように綿密な調整を行うのか、工夫点を記載してください。また、これまでのステートメント本文や最新のIPCC、COP等での発表資料等を参照して、ICEF2024のステートメントはどのようメッセージを示すべきか、提示してください。【５．（１）③】*

*（※１）ICEF2023のメインテーマは、公正で安全かつ持続可能なグローバルGXのためのイノベーション（Innovation for Just, Secure and Sustainable Global Green Transformation (GX)）*

*（※２）各セッションは、キーノート、プレナリー・セッション、コンカレント・セッション、その他イベント、ICEFロードマッププロジェクトを指す。詳細は、ICEF2023のプログラムページを参照のこと。*[*https://www.icef.go.jp/jp/program/*](https://www.icef.go.jp/jp/program/)

*（※３）東京GXウィーク：*

[*https://www.meti.go.jp/policy/energy\_environment/global\_warming/roadmap/tokyo\_gx\_week/*](https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/roadmap/tokyo_gx_week/)

***〇仕様書【５．（２）及び（３）】について提案する場合は、次の点を含めた内容にしてください。***

* *ICEF2024の年次総会、運営委員会、幹事会などの事前準備、会議運営、事後対応などに関し遅滞なく運営推進するための工夫するポイントを提示して下さい。（５．（２）ICEF事務局の運営業務）*
* *大規模な国際会議の運営にあたり、自社の提案のアピールポイント、他フォーラムの運営との差別化ポイントについても提示してください。（５．（２）ICEF事務局の運営業務）*
* *事務局関係者が主催・講演者と資料・情報を共有し共同作業するために有効な管理手法とツールを提案して下さい。（５．（２）ICEF事務局の運営業務）*
* *ICEF2024の年次総会において、どのように講演者と一般参加者（対面・オンライン含む）と双方向的なやりとりができるのか、運営上の工夫について記載してください。また、双方向的なやりとりを可能とするシステム（主に講演者とオンライン聴衆者間を想定）等があれば、ご提示ください。*
* *開催規模の目安である「国内外の有識者約1,700名」（2023年度実績：対面参加登録 約700名、オンライン参加登録 約1,000名）達成に向けて、どのように参加者数を増加させるか具体的な戦略を提示してください。また、対面参加者数の増加に向けて、エネルギー・環境分野の産官学関係者にどのように訴求していくか方策を提示してください。（５．（３）広報、情報発信業務）*
* *ICEF年次総会のプレス参加者の増加や様々なメディアでICEFの取組を取り上げてもらうための具体的な広報戦略（報道関係者向け）を提示してください。（５．（３）広報、情報発信業務）*
* *ICEFホームページ、公式ソーシャルメディア（Youtube、Linked-In）、パンフレット等を参照し、当該コンテンツの具体的な活用方法、改善策等があれば提示してください。（５．（３）広報、情報発信業務）*

## ５．調査における課題

*ICEFホームページ、過去のプログラム、パンフレット、本事業の成果報告書等を参照し、これまでのICEFにおける課題をどのように認識しているか、記載してください。また、本調査において、当該課題をどのように改善するのかについて、具体的方策を説明してください。*

## ６．調査実績

*当該調査分野における貴社の実績（類似受託事業、業務従事者の経験・能力、有識者招へいに活用できる人的ネットワーク、情報ソースの活用能力）を説明してください。*

*なお、国立研究開発法人又は公益法人が応募する場合は、当該調査分野における専門的知見の優位性についても説明してください。*

## ７．調査計画

*当該調査を進めるためには、仕様書における調査項目をどのように細分し、どのような手順で行うのか、また、どの程度の経費が必要となるかを一覧表にまとめてください。なお、参考のため、矢印の上には投入する予算額を、矢印の下の（　）内には投入する研究員の人数を記入してください。*

（単位：千円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 調査項目 | ○○年度 | 合計 |
| ○月 | ○月 | ○月 | ○月 |
| １．＜調査項目１＞１－１．○○○○１－２．○○○○２．＜調査項目２＞３．＜調査項目３＞４．＜調査項目４＞ | ＊＊＊（　人）＊＊＊（　人） | ＊＊＊(　人)＊＊＊(　人) |
| 合計 |  | ＊＊＊(　人) |

*備考）消費税及び地方消費税については、調査項目ごとに内税で計上してください。日本国以外に本社又は研究所を置く外国企業等において、その属する国の消費税相当額が存在する場合にも調査項目ごとに含めて計上してください。*

８．調査体制

*当該調査を受託したときの実施体制図及び業務実施者の調査に関する実績について示してください。共同提案を行う場合は、まとめて示してください。*

(1) 調査体制図

NEDO

委託

○○○○㈱

【業務実施者①】

（氏名）

　○○ ○○

（所属・役職）

　○○○

　○○○

（本調査における役割）

・＊＊＊＊

・＊＊＊＊

【業務管理者】

（氏名）

　○○ ○○

（所属・役職）

　○○○

　○○○

【統括責任者】

（氏名）

　○○ ○○

（所属・役職）

　○○○

○○○

【経理管理者】

（氏名）

　○○ ○○

（所属・役職）

　○○○

　○○○

【業務実施者②】

（氏名）

　○○ ○○

（所属・役職）

　○○○

　○○○

（本調査における役割）

・＊＊＊＊

・＊＊＊＊

(2) 業務管理者及び実施者の調査に関する業務実績について

|  |  |
| --- | --- |
| 業務管理者 | 調査に関する業務実績 |
| ○○ ○○（氏名） |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務実施者 | 調査に関する業務実績 |
|  | ○○ ○○（氏名） |  |
|  | ○○ ○○（氏名） |  |

*提案者が企業の場合は、以下の表に必要事項を記載してください。大企業、中堅・中小・ベンチャー企業の種別は以下の（参考）の定義を参照してください。会計監査人の設置については、会社法３３７条により大会社や指名委員会等設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つです。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行います。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができます。設置されている場合は公認会計士または監査法人名を記載してください。*

【体制一覧】

*従業員数、資本金は応募時点を*

*基準としてください。*

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 企業名称 | 従業員数（人） | 資本金（億円） | 課税所得年平均額15億円以下※１ | 大･中堅・中小・ベンチャー企業の種別 | 会計監査人名　※2 |
| 株式会社A |  |  |  |  |  |
| 有限会社B |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

*※１直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額。該当する場合「○」を記載*

*※2 監査法人の設置が内場合は“なし”と記載*

（*参考）中堅・中小・ベンチャー企業の定義*

*＊中堅・中小・ベンチャー企業とは、以下の（ア）（イ）（ウ）又は（エ）のいずれかに該当する企業等であって、大企業等の出資比率が一定比率を超えず（注1）、かつ、直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないものをいいます。*

*（ア）「中小企業」としての企業*

*中小企業基本法第2条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。*

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| *主たる事業として営んでいる業種**※1* | *資本金基準* | *従業員基準* |
| *※2* | *※3* |
| *製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）* | *3億円以下* | *300人以下* |
|
| *小売業* | *5千万円以下* | *50人以下* |
| *サービス業* | *5千万円以下* | *100人以下* |
| *卸売業* | *1億円以下* | *100人以下* |

*※1　業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。*

*※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。*

*※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。*

*（イ）「中小企業者」としての組合等*

*以下のいずれかに該当する組合等をいいます。*

*１．技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が（ア）の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの*

*２．特許法施行令10条第2号ロに該当する事業協同組合等（事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）*

*（ウ）「中堅企業」としての企業*

*常時使用する従業員の数（注2）が1,000人未満又は売上高が1,000億円未満のいずれかの条件を満たす企業であって、中小企業を除いたものをいいます。*

*（エ）研究開発型ベンチャー*

*以下の条件をすべて満たす企業をいいます。*

*・試験研究費等が売上高の3％以上又は研究者が2人以上かつ全従業員数の10％以上であること。*

*・未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。*

*・申請時に上記要件を満たす根拠を提示すること。*

*（注1）次の企業は、大企業等の出資比率が一定比率を超えているものとします。*

*・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業（注3）の所有に属している企業*

*・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業（注3）の所有に属している企業*

*・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100％の株式を保有されている企業。*

*（注2）常時使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。*

*（注3）大企業とは、（ア）から（エ）のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取扱わないものとします。*

*・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社*

*・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）*

*・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合*

*（参考）会計監査人の定義*

*株式会社の会計監査を行う公認会計士または監査法人。会社法337条により大会社や指名委員会等*

*設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つ。監査役と異なり、独立的な立場か*

*ら財務諸表等の監査を行う。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置する*

*ことができる。*

## ９．２０２４年度の必要概算経費

*上記の調査に必要な経費の概算額を調査委託費積算基準を*

[*https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html*](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html)

[*https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/2023\_3yakkan\_chousa.html*](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/2023_3yakkan_chousa.html)

*に定める経費項目に従って、記載してください。*

（単位：千円）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 積算内訳 |
| Ⅰ．労務費　１．研究員費　２．補助員費 |  |
| Ⅱ．その他経費 １．消耗品費　２．旅費　３．外注費　４．諸経費 |  |
| 小　計　Ａ（＝Ⅰ＋Ⅱ） |  |
| Ⅲ．間接経費（＝Ａ×比率）（注１） |  |
| 合　計　Ｂ（＝Ａ＋Ⅲ）（注２） |  |
| 消費税及び地方消費税Ｃ（＝Ｂ×１０％）（注３） | （注：円単位） |
| 総　計 | （注：円単位） |

*注）1．間接経費は、中小企業等は20％、大学・国立研究開発法人等は30％、その他は10％、とし、Ⅰ～Ⅱの経費総額に対して算定してください。*

2．合計は、Ⅰ～Ⅲの各項目の消費税を除いた額で算定し、その総額を記載してください。

*3．提案者が免税業者※の場合は、積算内訳欄に単価×数量×1.1で記載し、消費税及び地方消費税Ｃ欄には記載しないでください。*

*※例えば、設立2年未満の団体、又は前々年度の課税売上高が1千万円以下の場合は、消費税及び地方税の非課税事業者として取り扱われます。*

１０．契約書に関する合意

*ＮＥＤＯから提示された契約書（案）に記載された条件に基づいて契約することに異存がない場合は、以下の文章を記載してください。共同提案の場合は、全提案者分を記載してください。*

*（記載例）*

*○○株式会社○○（代表者氏名）は本委託事業の契約に際して、ＮＥＤＯから提示された条件に基づいて契約することに異存がないことを確認した上で提案書を提出します。また、業務の実施においては、ＮＥＤＯが提示する委託業務事務処理マニュアルに基づいて行います。本業務を通じて知り得た情報に関しては守秘義務を負うこととし、「秘密情報等の管理に係る特別約款」を含めてＮＥＤＯと委託契約を締結します。*

*共同提案の場合は、*

*『「○○株式会社○○（代表者氏名）」、「□□株式会社○○（代表者氏名）」及び「○○（代表者氏名）」は、』*

*等と記載し、共同提案者全ての代表者からの合意を得てください。*

１１．その他

*本調査を受託するに当たっての要望事項があれば記入してください。*

以上